

【令和7年4月1日以降の事故の場合】

共済見舞金額

等級	傷害の程度	金額
1	死亡	1, 000, 000円
2	入院・通院実日数90日以上 の治療を要する傷害	150, 000円
3	入院・通院実日数60日以上90日未満 の治療を要する傷害	70, 000円
4	入院・通院実日数30日以上60日未満 の治療を要する傷害	50, 000円
5	入院・通院実日数3日以上30日未満 の治療を要する傷害	30, 000円
特例級	入院・通院実日数3日以上 交通事故・治療申立書での申請の場合	10, 000円

「交通事故証明書」・「交通災害共済専用診断書」の両方の提出がない場合、または、どちらか一方の提出がない場合には、「交通事故・治療 申立書（特例対象申請書）」での申請となります。内容等を審査の上、適当と認められた場合、災害の程度に関わらず、「特例見舞金」として10,000円のお支払いとなります。